

宿泊税の制度の概要

1 宿泊税の制度設計における基本的な考え方

- (1) 消費単価の向上や滞在日数の延伸、交通、宿泊の満足度の向上、沖縄でしか味わえない歴史文化の体験等、付加価値の高い観光商品の造成、旅行者の受入体制の整備、観光人材の育成・確保等に取り組むとともに、観光の質の向上のため、多様な旅行ニーズに対応した観光を促進し、沖縄観光の高付加価値を図ることが求められている。
- (2) これらの課題の解決に向け、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心で快適な観光の実現、旅行者の受入れの体制の充実強化、観光旅客の受入れと地域住民の生活との調和、沖縄固有の歴史及び伝統文化の継承並びに自然環境の保全その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、宿泊税を新設する。

2 制度概要と考え方

区分	案	考え方
納税義務者	沖縄県内の次の宿泊施設における宿泊者 ・ホテル、旅館、簡易宿所（旅館業法） ・特区民泊（国家戦略特別区域法） ・民泊（住宅宿泊事業法）	<ul style="list-style-type: none">○ 課税の公平性を担保するためには、課税客体（宿泊者の宿泊行為）の確実な捕捉が必要であることから、宿泊者名簿の備付や保存義務が課されている旅館業法、国家戦略特別区域法及び住宅宿泊事業法に規定する宿泊施設への宿泊者を納税義務者とする。○ 宿泊施設としては、旅館業法及び住宅宿泊事業法に規定する宿泊施設のほか、国家戦略特別区域法で規定する特区民泊を対象としている。
徴収方法	特別徴収 ・宿泊事業者等が徴収し県に納入	<ul style="list-style-type: none">○ 宿泊事業者、または宿泊税の徴収に便宜を有する者による特別徴収とする。 (宿泊事業者等が宿泊者から税を徴収し、県に納入する方法)

■ 宿泊税の制度の概要

区分	案	考え方
税率	定率2% (ただし、税額2,000円を上限とする) ※県と併せて市町村が宿泊税を課す場合 県税：定率0.8% (ただし、税額800円を 上限とする。) 市町村税：定率1.2% (ただし、税額 1,200円を上限とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税の公平性と伸張性を踏まえ、税率は課税標準額に率を乗ずる定率制とし、宿泊者が受ける行政サービスは概ね一定であることを踏まえ、宿泊者の過重な負担とならないよう税額は2,000円を上限額とする。 ○ 市町村が県と併せて宿泊税を課す場合であっても、県税と市町村税の税率の合計が2% (上限額2,000円) となるよう、財政需要額等を踏まえて、県税0.8%(上限額800円)、市町村税1.2%(上限額1,200円) とする。
課税免除	(1) 学校教育法第1条に規定する学校 (大学を除く。) の学生等又は当該学 生等を引率する者が当該学校の教育活 動(規則で定めるものに限る。) として 宿泊する場合の当該宿泊 (2) 学生等又は当該学生等を引率する者 が公益財団法人日本中学校体育連盟 その他の規則で定める団体の主催する大 会に参加するために宿泊する場合の当該 宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育上の観点から部活動などの教育活動に伴う宿泊を課税免除とする。具体的には、通信制課程の面接指導(スクーリング)、修学旅行等の学校行事、部活動などの課外活動などの活動に伴う宿泊が課税免除の対象となる。 ○ その他、地域クラブ等の活動において、中学校体育連盟など規則で定める団体が主催する大会に参加するための宿泊についても課税免除とする。 ○ 課税免除の適用にあたっては、当該宿泊が課税免除の対象であることの学校長等の証明書を、ホテルのフロント等で提示することが必要である。

3 特別徴収義務者の負担軽減措置

報償金制度	納期限内の納入税額の2.5% (導入当初5年間は3.0%)を報償金として交付する。
導入に係る事業者支援制度の創設	宿泊税の導入に伴い必要となる宿泊事業者等の会計システム改修に係る経費等について、支援する制度の創設を検討する。
申告納入期限の特例	所定の要件を満たす場合に、3月分をまとめて申告納入できる申告納入期限の特例を設ける。